資料２

事務局説明資料①
（ファンドに対するコミットメントラインについて）

2026年11月９日

金融庁
Financial Services Agency, the Japanese Government

これまでのWGにおけるご意見（要約）

● 第２回の論点に係る意見

総論

「プロ」とされる借り手の範囲についてコミットメントライン法に規定する借り手を参考に用いること、「プロ向け」の貸付けについて資金需要者保護を念頭に置いた各種参入規制や行為規制を柔構造化すること、「プロ向け」の貸付けを行う貸金業者は国が監督すること、銀行等と同様に貸金業者が大企業等から取得するコミットメントフィーはみなし利息の例外とすること、ノンバンク社債法の登録要件等を緩和すること、貸金業を主要な事業とする一定の貸金業者に対して営業貸付金や不良債権の情報を含む開示を求めることに賛成。

「プロ」とされる借り手の範囲について

- 貸金業法とコミットメントライン法の法目的が必ずしも一致しないところ、「プロ」とされる借り手の範囲が同法に規定されるもので十分かどうか、例えば、ファンドや小規模な信託会社、実質的な経営基盤・交渉能力を持つスタートアップやベンチャー企業、LBO等のストラクチャードファイナンスで借り手となるSPCについて、対象に加え得るかどうか、借り手が十分な交渉能力を有するか、加えることで成長資金の供給に資するか等の観点に沿って、検討すべき。
- ファンドについて、GPが株式会社、合同会社又は日本に拠点を有する外国会社である者の場合は、「プロ」とされる借り手に含めても良いのではないか。その際、組合型ファンドでは有限責任しか負わない各投資家まで借り手の要件を満たす必要は無い点を明確にすべき。
- ベンチャー企業を「プロ」とされる借り手に含める場合、企業規模については中小企業や、場合によってはアントレプレナーによる個人企業まで対象になり得るが、消費者向け貸付け等との線引きについては、議論を経て明確に規定する必要。
- ベンチャー企業については、金商法の特定投資家制度のように、ベンチャー企業が自ら申し出てプロとして扱われる仕組みとした上で、いわゆる商工ローン問題に関する懸念には、取立て行為規制といった必要な規制を維持することで対応することが考えられないか。
- 「プロ」とされる借り手が株式会社である貸金業者や資産流動化・証券化ビークルである場合、その先に最終資金需要者がいることから、投資詐欺・マネーロンダリング防止の観点からも、借り手の範囲を適切に限定する必要。
- 貸付契約の締結、回収、取立て、交渉等で貸し手が借り手に直接接触せず、規制を受けるプロが媒介等を行い必要な規制を遵守する場合には、貸し手自身に適用される規制に限定して、対象となる借り手の範囲をさらに広げる二段階の柔構造化も考えられるのではないか。
- 「プロ」とされる借り手の範囲の検討にあたっては、対象が法人全般に広がらないか、既存の属性だけで借り手のプロ性を判断できるか等について、過度に厳格化して制度目的を損なわないようにしつつ、貸し手・借り手双方のモラルハザードを招かないよう曖昧さを残さない検討が必要。
- 国内に営業拠点を持たない外国金融機関等のシローン参加の参入要件緩和における借り手の範囲も「プロ」とされる借り手と同じ基準にすべき。

「プロ向け」の貸付けに係る各種規制の緩和について

- 貸金業者が事業会社の場合とファンドの場合とでは障害となる行為規制に差があるように見えるため、規制を過度に複雑化しないことに留意しつつも、それぞれに合理的な規制を設計することも考えられるのではないか。
- 各種規制の適用除外は貸金業法の目的からしても合理的だが、参入規制は項目ごとの精査が必要ではないか。
- 同一機能・同一リスクには同一規制という観点から、「プロ向け」以外の貸付けも行う業者によるプロ向けの貸付けに係る行為規制を緩和すべき。
- 登録更新制の緩和は、定期的に業者の実態・適格性を確認し休眠業者の登録悪用を防ぐ意義もあるところ、現在の変更届・定期報告で十分に対応できるかどうかを踏まえて、更新期間延長や手続簡素化等による負担軽減と監督実効性の両立を念頭に検討すべき。
- 個々の事業者や市場全体のリスクを把握できる規制とするため、役職員の経験年数や社内規則等の体制整備は、与信審査・リスク管理の体制整備に置き換えることが考えられる。

これまでのWGにおけるご意見（要約）

貸金業者のコミットメントフィーについて

- みなし利息規制は金利規制の潜脱防止と経済秩序維持の上で重要であるところ、緩和による弊害に対してきちんと手当てをしておく意味で、利用可能な貸金業者の範囲の限定や適切な体制整備等の弊害防止措置を適切に確保すべき。

ノンバンク社債法について

- ノンバンク社債法の目的は社債権者等の保護であるが、会社法や担信法等のいわゆる社債法や、金融商品取引法や日証協の自主規制で社債権者保護が図られ、適宜見直しもされてきているところ、貸金業法による規制適用や業界の洗練化も踏まえると、社債権者保護は一般法に委ねることが考えられる。この点、社債への利息制限法第１条の適用を原則否定した最高裁判決においては、社債契約と金銭消費貸借契約の相違、会社法・金商法の規制適用、円滑な資金調達手段としての社債制度の趣旨を論拠としており、考え方の方向性を同じくすると思われる。
- 出資法旧第２条第３項はノンバンク社債法の制定とともに廃止されたが、貸金業者の社債による資金調達がもはや銀行の排他的業務との関係で支障無くなったと考える方向からは、社債権者保護や悪質業者排除の状況を重視し、ノンバンク社債法の見直しに賛成。
- ノンバンクに関する懇談会報告書において、不特定多数から社債で資金を調達して融資する金融仲介機能が銀行に類似することから、登録要件等を求めている趣旨もあるところ、登録要件の緩和は適切な金融仲介機能を実現する体制を確保し得る者に限定すべき。
- 貸金業者の信用リスクは貸付けの健全性に大きく左右されるため、社債への投資判断の難易度は高いところ、自己募集には金商法上の勧誘規制等が適用されず、責任限定特約付き社債等では欠缺が重大となり得ることから、取得勧誘を金商業者に委託させる等の枠組みを検討すべき。
- 金商法上の開示における少額免除の範囲拡大も踏まえ、私募債等にこそノンバンク社債法による適切な規律が必要。
- 金融商品を装って多額の資金を集めるような詐欺的な資金調達等が容易にならないかや、一般国民が貸金業者の発行する社債の商品性を誤解するリスクが増えないかについて確認は必要であり、金融教育にも目配りすべき。

貸金業者の監督について

- 規制を柔構造化するにあたって、国際的にノンバンク規制の在り方が問題となっているところ、シャドーバンキングのリスクや貸付け資産のリテール商品への転嫁にも留意し、貸金業者の財務状況について貸付けのみでなく資金調達の状況も定量的に把握し、貸付市場の透明性と金融システムの安定性を確保する監督体制を整備すべき。

その他

- 諸外国におけるノンバンクによる法人向け貸付けの規制が緩く見えても、主要プレーヤーが銀行子会社であったり、融資審査の状況や事業の持続可能性、人的要件等について厳密な行政監督を裁量的に受けていることがあるところ、規制の軽重を単純国際比較するのではなく、日本市場の実態も踏まえ、透明性を維持しつつより柔軟な規制を目指す観点で全体の制度設計を検討すべき。
- 利息制限法及び出資法に基づく一般の利息規制やみなし利息規制も借り手の属性に応じた柔構造化を今後の課題として認識すべき。
- 今回の規制緩和が資金調達多様化につながらない事態を避けるため、借り手の資金調達能力や貸し手の貸付け審査能力が実務上ボトルネックにならないか検討が必要。新たな貸し手の破綻等が市場に悪影響が及ばないようにする観点からも貸金業者の審査能力は重要。
- 全体として、資金供給者や債権譲渡が多様化すると、経営悪化時の事業再生等の調整が難しくなる可能性があるところ、影響について検討すべき。
- 規制緩和後に、企業への成長資金供給や成長投資に関する政策効果を事後検証すべき。
- 企業が成長段階や投資内容に応じて、銀行融資、プライベートクレジット、プライベートエクイティ、上場市場等から最適な資金調達手段を選べるような、企業の成長資金を持続的に支える金融エコシステムの中期的なグランドデザインについて、将来的に議論すべき。

これまでのWGにおけるご意見（要約）

● 第３回の論点に係る意見（第１回でいただいたご意見再掲）

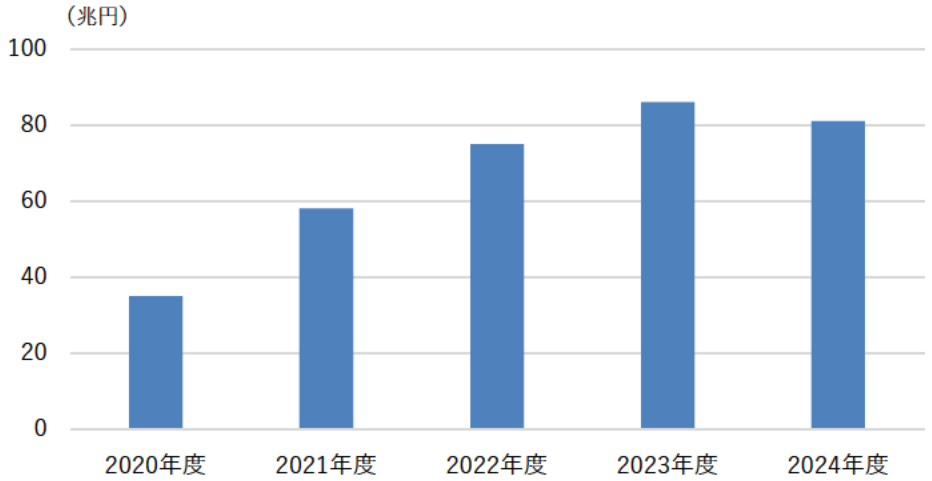
書面交付や物理的な掲示を前提とした規制のデジタル化について

- 前回の2006年貸金業法改正時点から、多重債務の状況や貸金業者の法令順守の状況は改善している。この成果やデジタル化等の環境変化も踏まえ点検していく必要。
- 現在、会社法においても株主総会資料の書面交付請求権に係るデジタル化の議論がなされているところ、前向きに検討すべき。WEB完結型契約に関する消費者ニーズも含め、消費者政策一般との整合性も考慮して検討していく必要。
- 少数の利用者の保護にも目を配りつつ全体最適に向けて検討していく必要。紙の書面が多重債務に追われる消費者が借入れを見つめなおす機会となっているところ、高齢者による借入れも想定し、消費者保護の観点で慎重な検討が必要ではないか。

ファンドによる投資運用の状況

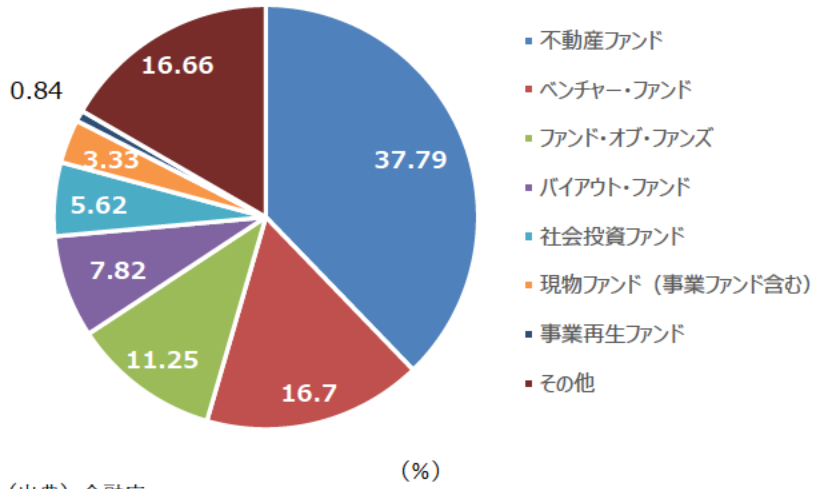
- 組合契約等に基づき、出資者が出資対象事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受ける仕組みは、ファンドの中でも**集団投資スキーム**と呼ばれ、これらの収益の配当等を受ける権利（集団投資スキーム持分）は、みなし有価証券として金商法の規制対象となっている。
- 集団投資スキーム持分の運用財産額は、2024年度時点で総額約81兆円であり、金額は増加傾向。

集団投資スキーム持分の運用財産額



（出典）金融庁

集団投資スキーム持分の商品分類別の運用財産額の比率（2024年度）

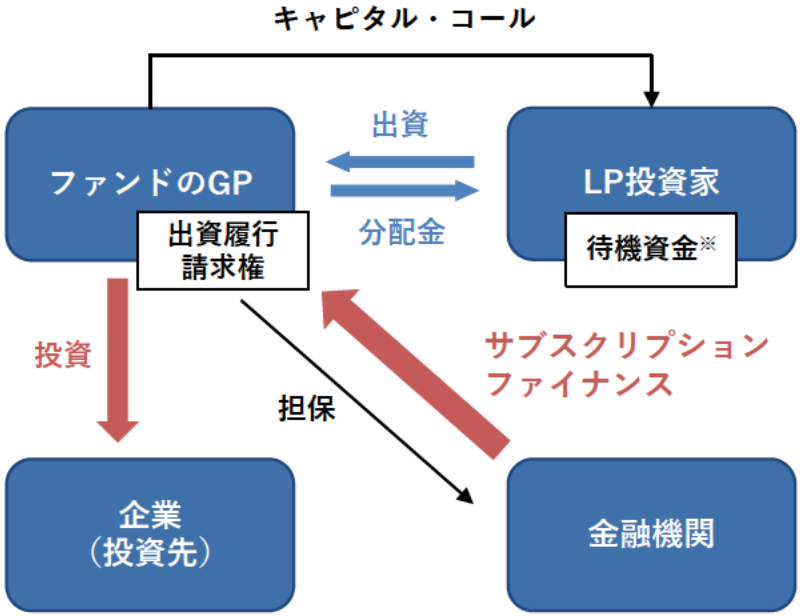


（出典）金融庁

ファンドの実務とコミットメントラインニーズについて

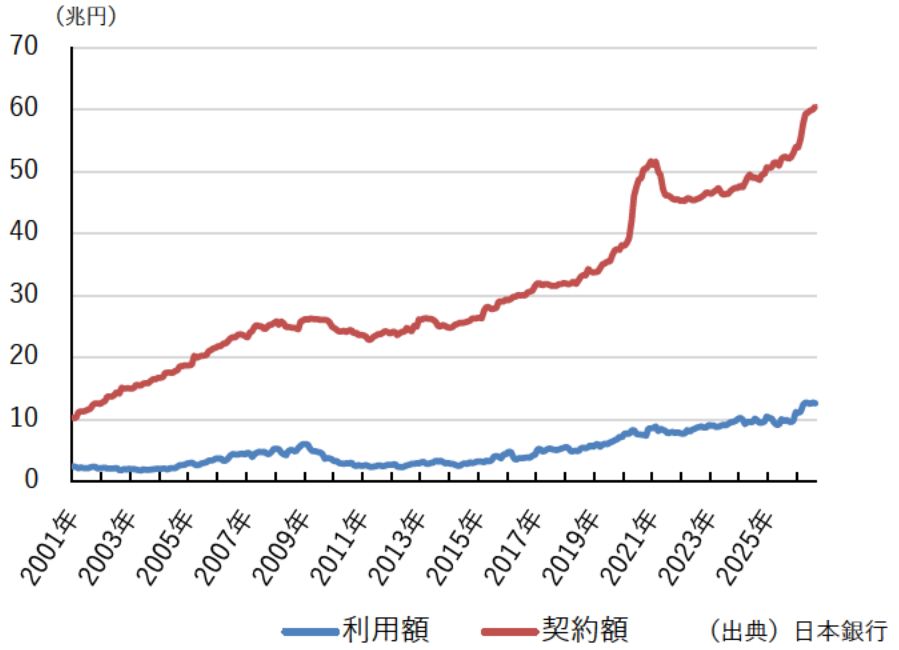
- **ファンドは、機動的かつ迅速な投資を行うため、**キャピタルコール（資金拠出請求）に対するLP（有限責任組合員）投資家による出資の履行を待たずに、出資履行請求権を担保にした**コミットメントライン（サブスクリプションファイナンス）により資金調達を実施。**
- サブスクリプションファイナンスの借り手となるファンドのGP（無限責任組合員）が、投資運用業の登録を有する者である場合は、コミットメントライン法第２条第１項第８号ロの適用があるものの、ファンドのGPが、**適格機関投資家等特例業務届出者である場合**や、**投資運用業者と投資一任契約を結ぶSPC（特別目的会社）**である場合は、コミットメントライン法の適用がない。
- 他方で、これらのGPは多額の資産を運用し、投資家に収益を分配する金融のプロであり、**金融機関との十分な交渉能力を有する**と考えられる。

サブスクリプションファイナンスの概要図



※）投資家がファンドに出資をコミットメントした金額のうち未実行の金額。

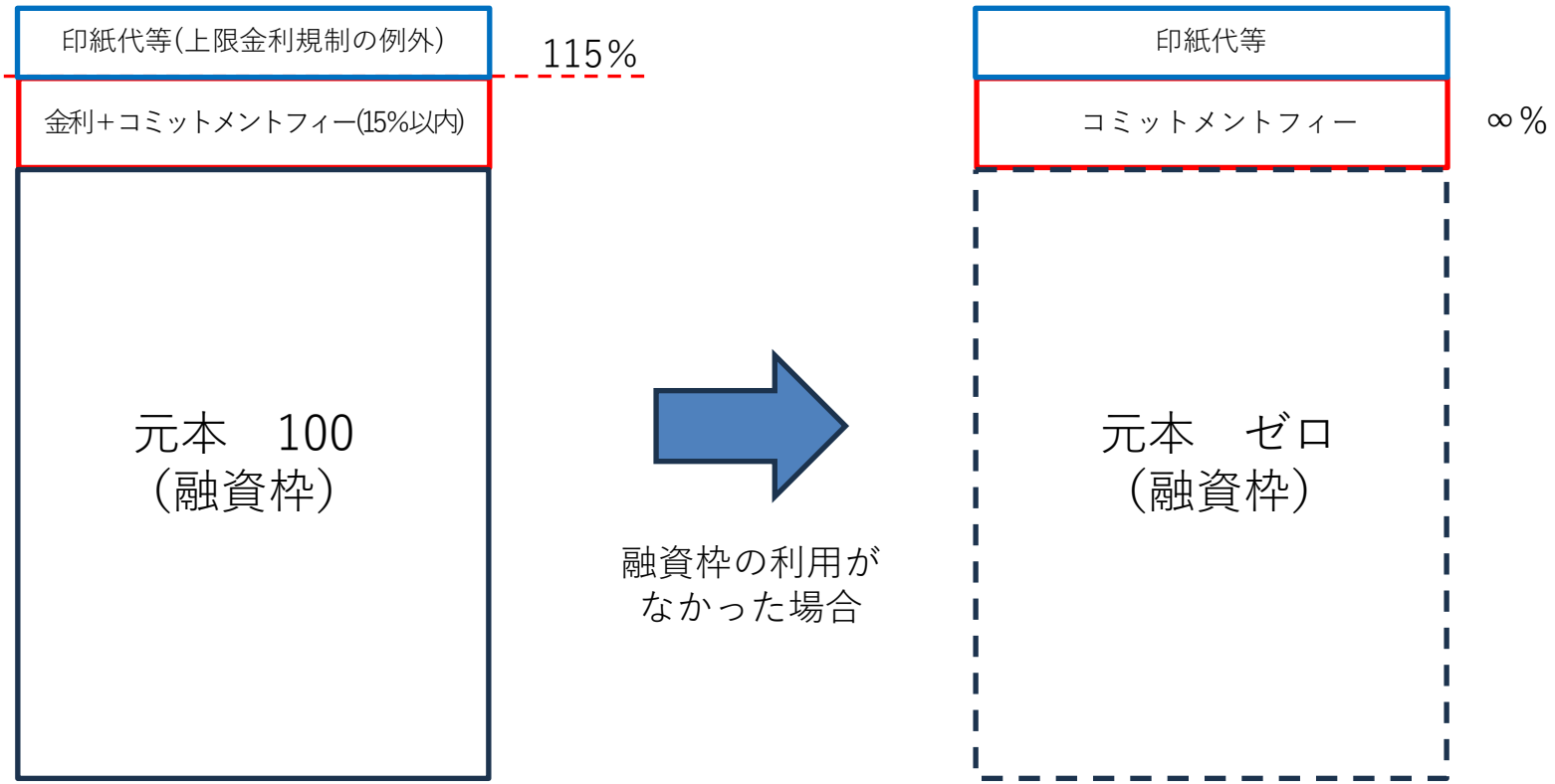
（参考）コミットメントライン全体の契約／利用金額



（出典）日本銀行

コミットメントフィーにおけるフィーの取扱いについて（イメージ）

○　コミットメントライン（融資枠）を設定するとフィーも発生。
　フィーは利息の計算にあたり利息とみなされる（利息制限法第６条）



特定融資枠契約に関する法律（コミットメントライン法）について

■ 1999年、借主の範囲を会社法上の大会社に限定した上で、融資枠（コミットメントライン）の設定に必要な手数料を利息制限法等の例外とし、金融機関による融資枠の設定をしやすくすることで（※）、企業の資金調達の機動性の増大を図る**特定融資枠契約に関する法律（コミットメントライン法）**が成立。

※ コミットメントライン法の適用がない場合、融資枠に対して仮に融資実行の必要がなかった際には、手数料は無限大のみなし利息と評価される可能性。

■ 以降、コミットメントライン契約の利用ニーズの高まりを踏まえ、2001年、2011年の法改正において、機動的な資金調達のニーズがあり、**十分な経営基盤や金融機関との交渉能力を有する者**を、コミットメントライン法の適用対象となる借主に追加してきた。

1999年

特定融資枠契約に関する法律

・会社法上の大会社（2条1項1号）
⇒ 十分な経営基盤と交渉能力を有する

※ 附則３項において、特定融資枠契約に係る制度の在り方については、この法律の施行後２年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとされた。

2001年

特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律

・資本金３億円超の株式会社（２条１項２号）
⇒ 十分な経営基盤と交渉能力を有する

・金商法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社（２条１項４号）
⇒ 多数の投資家に対し有価証券を発行し、資本市場から資金を調達していることに鑑みて、金融機関との交渉能力を有する

・資産流動化法に規定する特定目的会社（2条1項11号）
・登録投資法人（２条１項12号）
・資産流動化のための株式会社（２条１項13号）
⇒ 資産流動化、資産運用を業として営む者であり金融に係る知識経験を有し、金融機関との交渉能力を有する

2011年

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律

・純資産10億円超の株式会社（2条1項3号）
⇒ 相当の剰余金が積み上がっているところ、相応の人的体制も有し、金融機関との交渉能力を有する

・１～４号の子会社（２条１項５号）
⇒ 適用対象の株式会社と実質的に一体と評価できる

・２～４号に相当する外国会社（２条１項６号）
⇒ 適用対象の株式会社と同等と評価できる

・保険業法上の相互会社（２条１項７号）
・第一種金融商品取引業者・投資運用業者（2条1項8号）
・証券金融会社（２条１項９号）
・貸金業者（株式会社であるものに限る）（2条1項10号）
・資産流動化のための合同会社（２条１項13号）
⇒ 資産流動化、資産運用、貸付けを業として営む者であり金融に係る知識経験を有し、金融機関との交渉能力を有する

貸金業者に適用される主な監督規定

■ M＆A等の成長投資に応えるLBOローン等の堅調な増加に伴い、ファンドやリース会社等の貸金業者によるプロ向けの貸付けの規模が拡大していくとともに、貸金業者自身による資金調達の多様化も進んでいくと見込まれるが、現行の貸金業法上、**マクロプルーデンスの確保**の観点から**業務の健全かつ適正な運営を確保するための監督規定は存在しない**。

○ **監督規定**（抜粋）

(1) 業務改善命令［貸金業法第24条の６の３］

内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた**貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるとき**は、当該貸金業者に対して、その必要の限度において、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

(2) 業務停止命令等［貸金業法第24条の６の４］

(3) 登録の取消し［貸金業法第24条の６の５］

(4) 事業報告書の提出［貸金業法第24条の６の９］

(5) 報告徴収［貸金業法第24条の６の10］

(6) 立入検査［貸金業法第24条の６の10第３項］

内閣総理大臣又は都道府県知事は、**資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるとき**は、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

ご議論頂きたい事項

■　ファンドのGPが、投資運用業者である場合に加えて、適格機関投資家等特例業務届出者であったり、投資運用業者と投資一任契約を結び、実質的に一体と評価できるSPCである場合、金融機関との十分な交渉能力を有すると考えられるところ、ファンドの資金調達の機動性の増大を図るため、コミットメントライン法の適用対象となる借主に追加することについてどう考えるか。（コミットメントライン法の借り手に追加することは、前回ご議論いただいたプロ向け貸金業者の貸付け先ともなる。）

■　M&A等の成長投資に応えるLBOローン等の堅調な増加に伴い、ファンドやリース会社等の貸金業者によるプロ向けの貸付けの規模が拡大していくとともに、貸金業者自身による資金調達の多様化も進んでいくと考えられる。

　このように金融システムにおける貸金業者の役割の拡大が見込まれる中で、従前より貸金業法に規定する資金需要者等の利益の保護だけでなく、マクロプルーデンスの確保の観点から、貸金業者について、業務の健全かつ適正な運営を確保するための監督規定を整備することについて、どう考えるか。